

令和5年度 松戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度松戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 区 域 内 人 口	445,298 人
(2) 年 間 有 収 水 量	41,394,200 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	113,099 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
下水道施設整備費	3,882,388 千円
下水道施設改築費	373,717 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中、新松戸クリーンセンター解体事業の財源にあてるため、企業債260,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	11,933,054 千円
第1項 営 業 収 益	7,472,956 千円
第2項 営 業 外 収 益	4,460,096 千円
第3項 特 別 利 益	2 千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	11,674,983 千円
第1項 営 業 費 用	10,601,246 千円
第2項 営 業 外 費 用	799,236 千円
第3項 特 別 損 失	264,501 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,072,411千円は、過年度分損益勘定留保資金258,785千円、当年度分損益勘定留保資金2,555,642千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額257,984千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	5,468,653 千円
第1項	企 業 債	3,057,200 千円
第2項	出 資 金	1,048,504 千円
第3項	補 助 金	1,218,100 千円
第4項	負 担 金	143,948 千円
第5項	長期貸付金償還金	900 千円
第6項	その他資本的収入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	8,541,064 千円
第1項	建 設 改 良 費	4,881,542 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	3,646,522 千円
第3項	投 資 及 び 出 資 金	3,000 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
資本的 支 出	建 設 改 良 費	公共汚水幹線整備事業	227,865千円	5年度	91,146千円
				6年度	136,719千円
資本的 支 出	建 設 改 良 費	小山ポンプ場No.6立軸 斜流ポンプ更新工事	270,710千円	5年度	21,844千円
				6年度	248,866千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共汚水ます設置工事	令和5年度から 令和6年度まで	16,830千円
松戸市下水道事業 経営戦略策定業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	15,000千円
水道料金システムの 機器更新等に係る県負担金	令和5年度から 令和9年度まで	45,044千円
常盤平終末処理場他 維持管理業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	842,300千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	2,563,100千円	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
流域下水道事業	494,100千円			
新松戸クリーン センター 解体事業	260,000千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 465,915 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、957千円と定める。

令和5年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健次